

<原子力規制庁への質問>について

2023年2月9日
原子力規制庁

2023年2月1日付けで頂いた御質問について、以下のとおりお答えいたします。

1. 運転期間の定め「40年ルール」について、原子炉等規制法から電気事業法の法律に移す根拠として、令和2年7月29日文書の「発電用原子炉施設の利用をどのくらいの期間認めることとするかは、原子力利用の在り方に関する政策判断にはかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではない」との文言を挙げるが、この文言の根拠は何か。

(答)

お尋ねについては、令和2年7月29日に原子力規制委員会が決定した「運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の経年劣化との関係に関する見解」において以下のとおり述べられているとおりです。

- ・「原子力規制委員会の役割は、科学的・技術的観点から、基準を定め、個々の施設がその基準に適合しているか否かを審査し、検査を通じた監視等を行うことに尽き、発電用原子炉施設を利用すること自体の正当化その他その利用の在り方に関する政策の企画立案及び実施は、いわゆる原子力利用の推進の機能に該当する者であって、原子力規制委員会が関わるべき事項ではない。」
- ・「この制度（※現行の運転期間延長認可制度の意・編者注）における原子力規制委員会の役割は、原子炉等の設備について、運転開始から一定期間経過した時点で、延長する期間において原子炉等の劣化を考慮した上で技術基準規則に定める基準に適合するか否かを、科学的・技術的観点から評価することである。」
- ・「運転期間を40年とする定めは、このような原子力規制委員会の立場から見ると、かかる評価を行うタイミング（運転開始から一定期間経過した時点）を特定するという意味を持つものである」
- ・「現行制度における運転から40年という期間そのものは（略）評価を行う時期として唯一の選択肢というのではなく、発電用原子炉施設の運転期間についての立法政策として定められたものである。」

2. 以下に挙げる政府答弁からしても、運転期間の定め「40年ルール」は利用政策判断ではなく、安全規制によるものではないか。それぞれについて説明されたい。

- ・ 平成二十四年二月七日付政府答弁書（高市早苗議員質問提出）に、「原子炉設置許可の審査において、重要な設備、機器等について中性子照射脆(ぜい)化等の設計上の評価を運転開始後四十年間使用されることを想定して行っていることが多いことを考慮し、原則として四十年としたものである。」「安全上のリスクを低減するため発電用原子炉の運転期間を制限することとした」「現行の制度においては、法律上発電用原子炉の運転期間を制限していない点が十分ではないと考えており、今回の改正案を検討した」との記載がある。
- ・ 令和四年十二月二十日付政府答弁書（辻元清美議員質問提出）に、「(原子炉等規制法に規定する)「発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間」については、平成二十四年当時の国会審議において、技術的見地を含め、幅広い観点から議論が行われた上で、立法されたものと認識している。」との記載がある。

(答)

「平成二十四年二月七日付政府答弁書（高市早苗議員質問提出）」については、「原子力組織制度改革法案」において、発電用原子炉の運転可能期間について「四十年」と規定した技術的根拠を伺う。併せて、「四十年運転しても、安全上の問題がない」と判断した技術的根拠も伺う。」との質問に対して、技術的な根拠として「原子炉設置許可の審査において、重要な設備、機器等について中性子照射脆(ぜい)化等の設計上の評価を運転開始後四十年間使用されることを想定して行っていることが多いことを考慮し、原則として四十年としたものである。」と答弁したものです。

なお、当時の質問主意書にある「原子力組織制度改革法案」についてはその後撤回されています。

「令和四年十二月二十日付政府答弁書（辻元清美議員質問提出）」については「答弁一においても政府見解が出されているが、原子炉等規制法が定めている運転期間四十年については、答弁二の「技術的見地」からも議論をして立法府で決められたという認識でよいか。政府の見解を示されたい。」との質問に対し、「平成二四年当時の国会審議において、技術的見地を含め、幅広い観点から議論が行われた上で、立法されたものと認識している。」と答弁したとおりです。

いずれにせよ、立法当時の議論においては、技術的な観点のみならず、幅広い観点から議論されたものと承知しています。

3. について

(答)

事前に調整いたしましたとおり、後ほど別途回答いたします。